

平成13年度自動車交通騒音の状況について

環境省は、全国の自動車交通騒音の状況について、都道府県等が平成13年度に行った常時監視の結果を取りまとめました。

1．自動車騒音の常時監視と環境基準

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正（平成11年）によって平成12年度から都道府県及び騒音規制法政令市の事務とされ、自動車交通騒音が支配的な道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」（平成11年4月施行）の達成状況等を把握するものです。騒音の環境基準では、道路に面する地域について、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価（以下「面的評価」という。）することとされています。

平成13年度は、78の地方公共団体で面的評価が行われましたが、全国的には面的評価を事務として実施するべき132の地方公共団体の約6割に過ぎないことから、測定地点における騒音レベルと環境基準との比較結果（以下「点的評価」という。）も、あわせて示すこととしました。

2．面的評価の結果

78の地方公共団体で面的評価が行われ、1,487千戸の住居等が対象となりました。このうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは、1,154千戸（77.6%）となっています。

3．点的評価の結果

全国で測定された2,774地点における騒音レベルについて、昼間及び夜間とも環境基準値以下であったのは、1,169地点（42.1%）となっています。

環境省では、引き続き自動車交通騒音の状況把握に努め、自動車騒音対策を総合的に推進してまいります。

1. 面的評価の結果

(1) 全国の状況

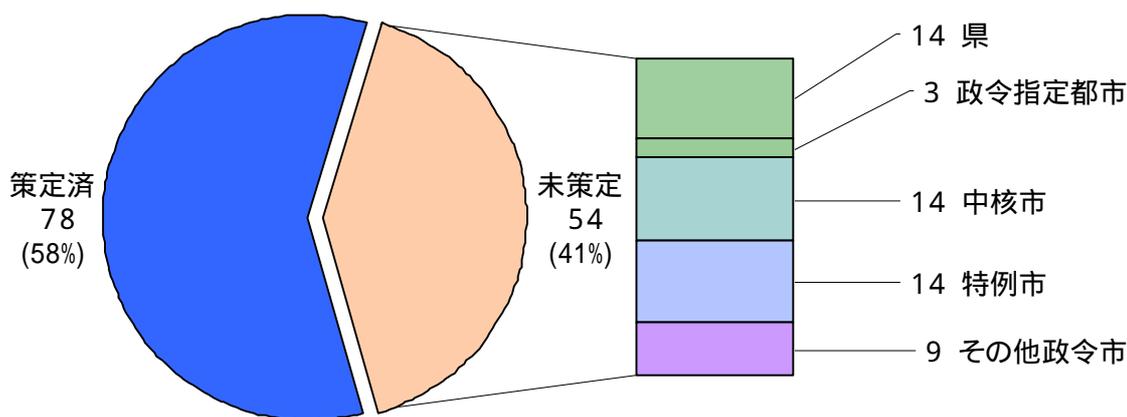
計画の策定と遂行状況

道路沿道における自動車交通騒音実態を把握するための評価方法として、平成12年度から建物・住居等の生活空間単位での環境基準達成状況を評価する面的評価が導入されました。

面的評価では、住居等の騒音が適切に把握されるように、幹線交通を担う道路の他、自動車騒音環境を評価すべき道路を、道路構造・沿道状況・交通量等を勘案して、道路沿線で騒音が一様であると評価が可能な区間（以下「評価区間」という）に分割し、それぞれの評価区間で環境基準達成状況を評価することとしています。

面的評価の導入から間もないことから、平成13年度に面的評価を行った地方公共団体は、幹線交通を担う道路の他、自動車騒音環境を評価すべき道路に対して計画的に評価区間を設定し、面的評価の導入を推進していくこととしています。平成13年度の常時監視において、地方公共団体による面的評価の計画策定状況は、次のとおりです。

面的評価 計画の策定状況



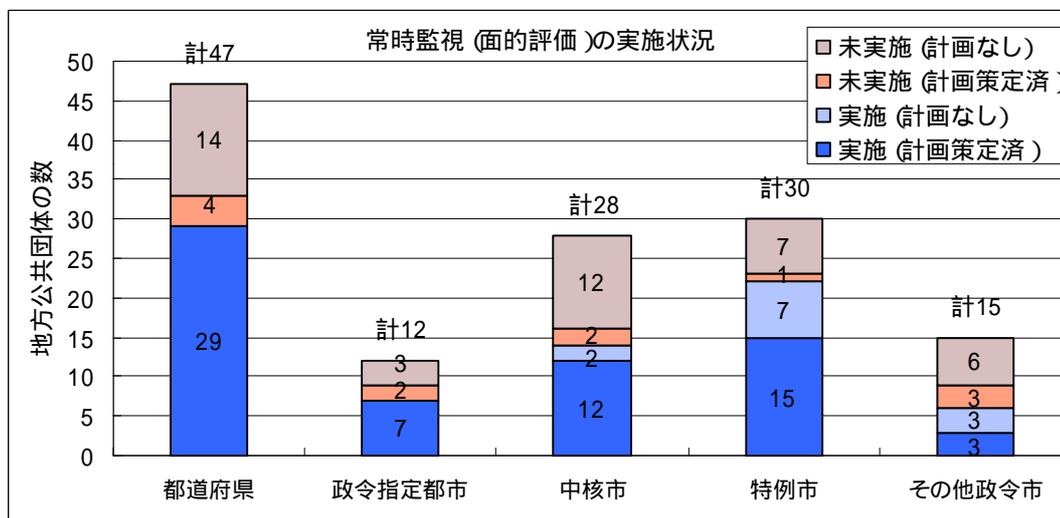
平成13年度に面的評価を行った78の地方公共団体のうち、42が面的評価の将来計画に対して100%の達成をしました。

面的評価の計画100%を達成した地方公共団体の内訳

評価区間数	1	2~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200以上
都道府県			島根県	富山県 福井県 滋賀県 奈良県 鳥取県 香川県	山梨県 京都府 山口県 愛媛県 鹿児島県	千葉県 京都市	長野県	北海道 宮城県 栃木県 東京都
政令指定都市			川崎市	名古屋市	北九州市		仙台市	広島市
中核市	岡山市		横須賀市	豊田市 長崎市	豊橋市			
特例市		小田原市 沼津市 春日井市 久留米市	八戸市 大和市	福井市 佐世保市	高崎市		前橋市	
その他政令市		伊勢崎市			上田市 呉市			

実施状況

平成13年度は、常時監視の事務を行う132の地方公共団体のうち、78の地方公共団体（29都道府県、7政令指定都市、14中核市、22特例市、6その他政令市）で、自動車騒音の常時監視として面的評価が行われました。これにより、合計で1,487千戸の住居等¹が面的評価の対象とされましたが、これは道路に面する地域に立地している住居等（約470万戸：環境省推計²）の約3割にあたります。



平成13年度に常時監視（面的評価）を実施した地方公共団体の内訳

都道府県(29)	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
政令指定都市(7)	仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市、北九州市
中核市(14)	横須賀市、岐阜市、静岡市、豊橋市、豊田市、堺市、姫路市、和歌山市、岡山市、福山市、高松市、長崎市、熊本市、宮崎市
特例市(22)	八戸市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、小田原市、大和市、平塚市、福井市、沼津市、富士市、春日井市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、呉市、久留米市、佐世保市
その他政令市(6)	日立市、土浦市、ひたちなか市、伊勢崎市、上田市、高槻市

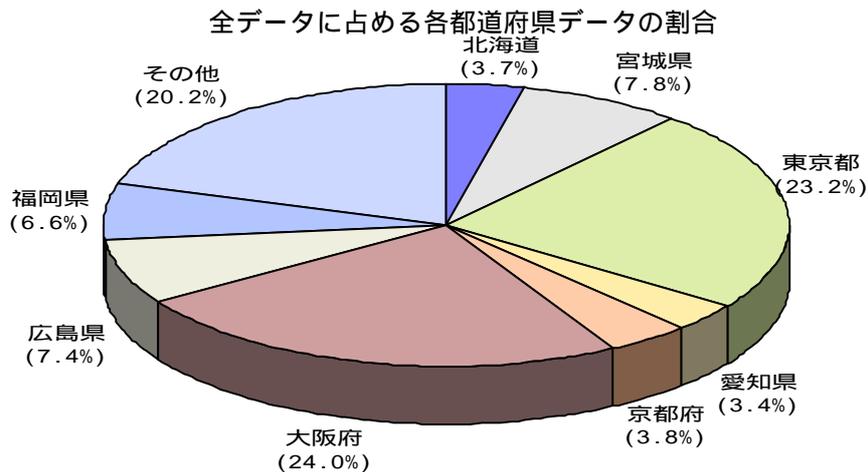
上表において、イタリック字体は、計画は未策定

平成13年度に常時監視（面的評価）を実施していない地方公共団体の内訳

都道府県(18)	青森県、岩手県、秋田県、山形県、群馬県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、岡山県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
政令指定都市(5)	札幌市、千葉市、横浜市、神戸市、福岡市
中核市(14)	旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、浜松市、松山市、高知市、大分市、鹿児島市
特例市(8)	函館市、盛岡市、山形市、甲府市、松本市、清水市、四日市市、尼崎市
その他政令市(9)	一関市、桐生市、太田市、松戸市、君津市、多治見市、明石市、西宮市、加古川市

上表において、イタリック字体は、計画は策定済

また、今回の集計結果では、住居等戸数データのうち、8都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、広島県、福岡県）のデータが全データの約8割を占めており、集計された結果が全国的な状況を示すのに十分とは言いきれません。



集計結果

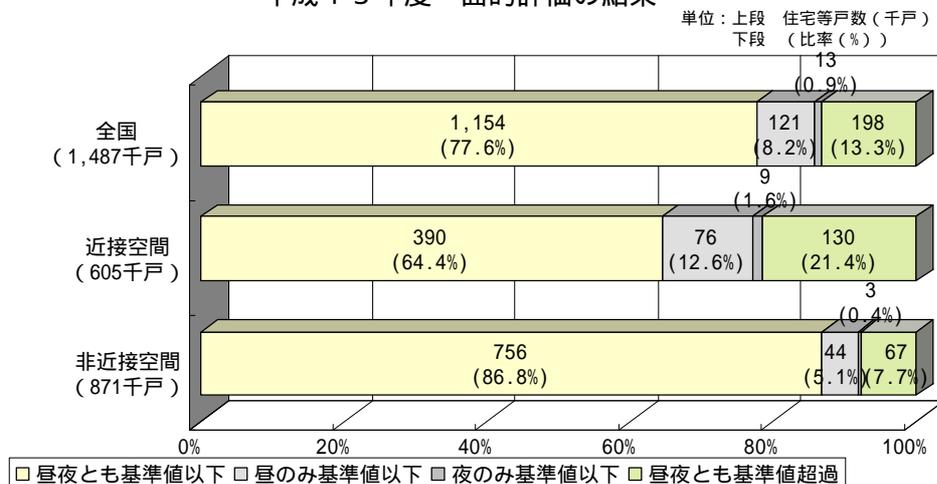
全データを集計した結果では、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは1,154千戸（77.6%）、昼夜間とも基準値を超過したのは198千戸（13.3%）となっています。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間⁽³⁾の基準値が適用される地域（605千戸：以下「近接空間」という。）では、昼夜間とも環境基準値以下であったのは390千戸（64.5%）、昼夜間とも超過したのは130千戸（21.5%）となっています。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（871千戸：以下「非近接空間」という。）では、昼夜間とも基準値以下であったのは756千戸（86.8%）、昼夜間とも超過したのは67千戸（7.7%）となっています。

近接空間は、非近接空間に比較して、環境基準の達成率が約22%低くなっています。

平成13年度 面的評価の結果



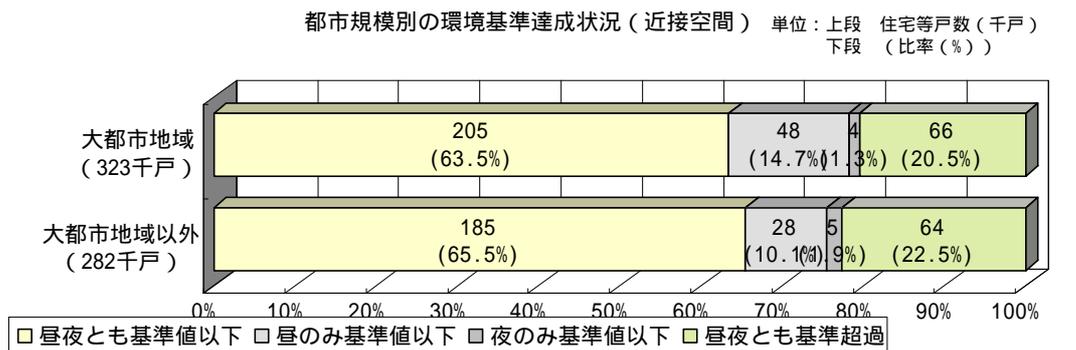
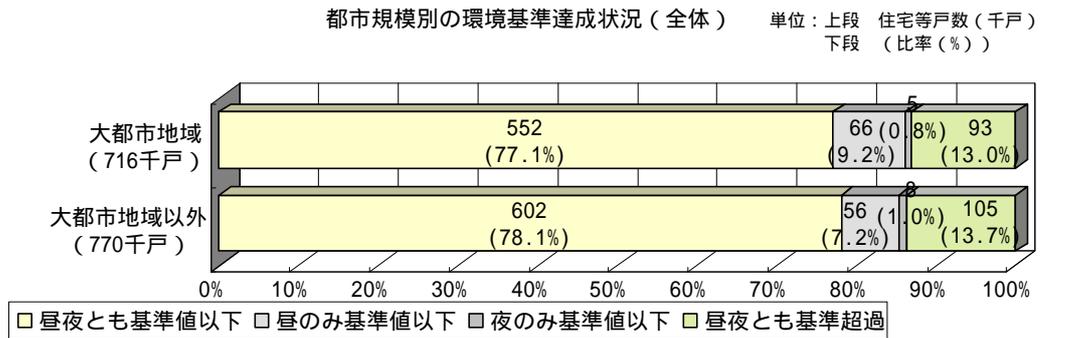
注) 近接空間と非近接空間のデータには、山口県のデータ(10千戸)を含みません

- 1 面的評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲としています。
- 2 都市高速道路を除く「幹線交通を担う道路」(3を参照)の沿道に立地する住居等の戸数を推計したもの。
- 3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のことをいいます。これら以外の道路の沿道についても、都道府県等の判断により、常時監視が行われる場合があります。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定されます。
 - ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

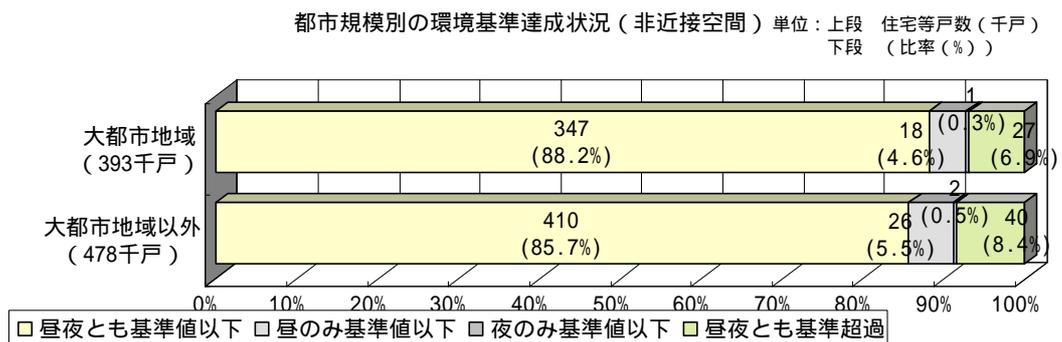
(2) 都市規模別に見た環境基準の達成状況

大都市地域⁴と大都市地域以外の地域に分けて集計したところ、昼間・夜間ともに環境基準を満たしているのは、大都市地域において716千戸中552千戸(77.1%)でしたが、大都市地域以外においては770地点中602千戸(78.1%)でした。

さらに近接空間、非近接空間に分けて集計すると、環境基準値以下となる地点の割合が最も低かったのは、大都市地域における近接空間で、323千戸中205千戸(63.5%)でした。また環境基準値以下となる地点の割合が最も高かったのは、大都市地域における非近接空間で、393千戸中347千戸(88.2%)でした。



注) 近接空間と非近接空間のデータには、山口県のデータ(10千戸)を含みません



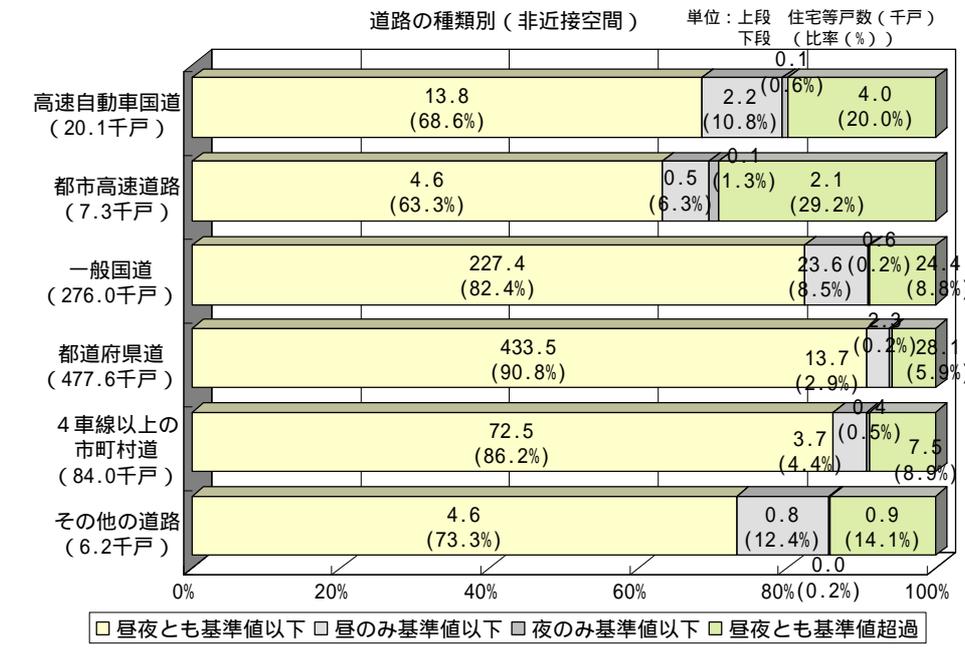
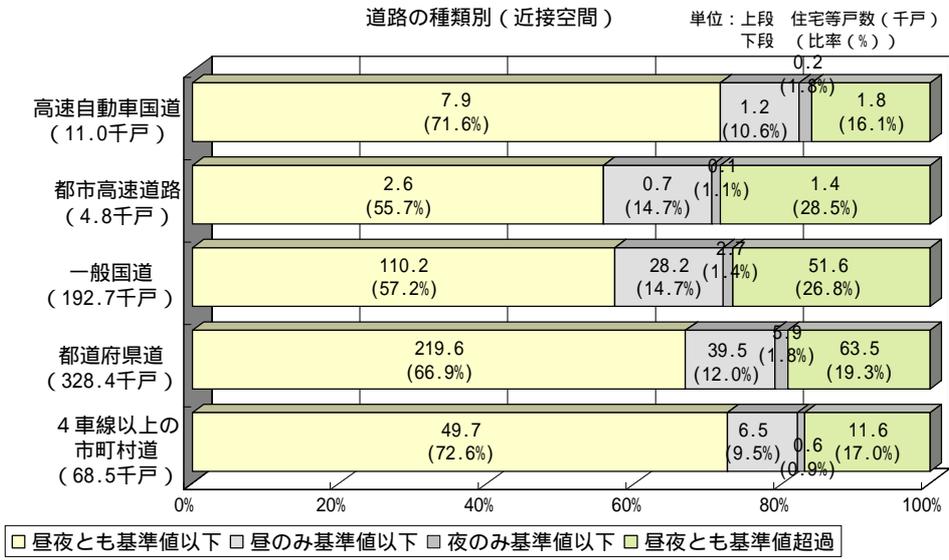
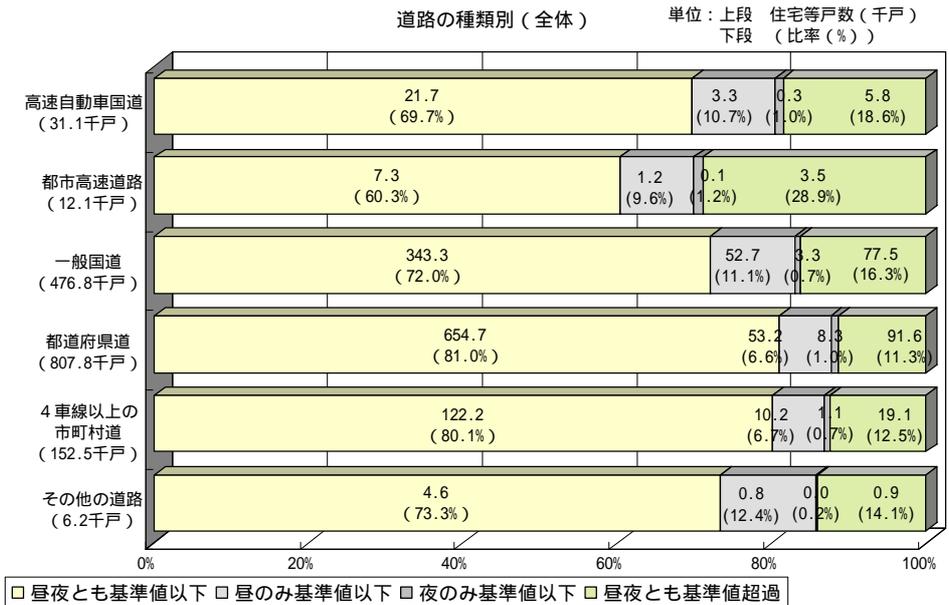
注) 近接空間と非近接空間のデータには、山口県のデータ(10千戸)を含みません

- 4 大都市地域は、政令指定都市(仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市、北九州市)及び東京都特別区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)としています。

(3) 道路の種類別の状況

道路の種類別にみると、昼夜間とも環境基準値以下であったのは、都道府県道に面する地域の非近接空間で477.6千戸中433.5千戸(90.8%)と割合が最も高く、次いで4車

線以上の市町村道に面する地域の非近接空間が84.0千戸中72.5千戸（86.2%）となっています。

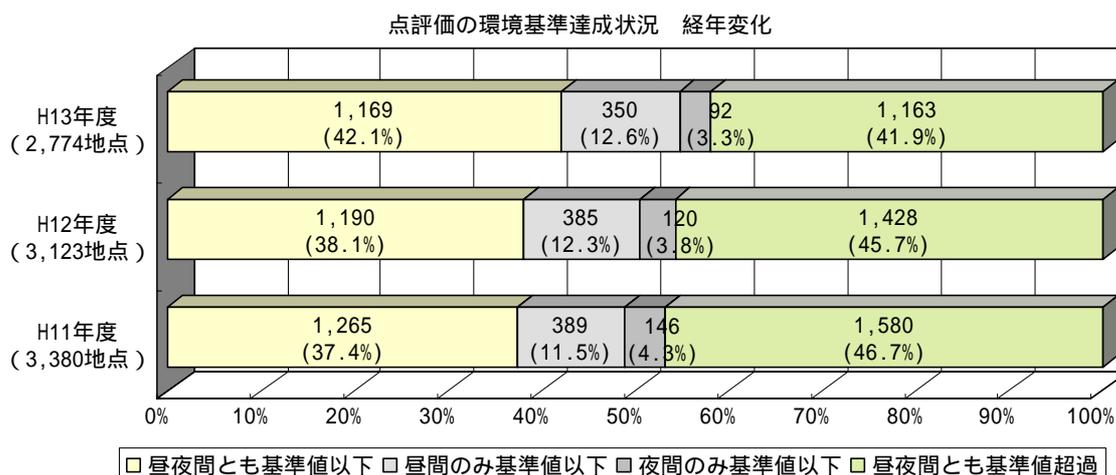


2. 点的評価の結果

(1) 全国の状況

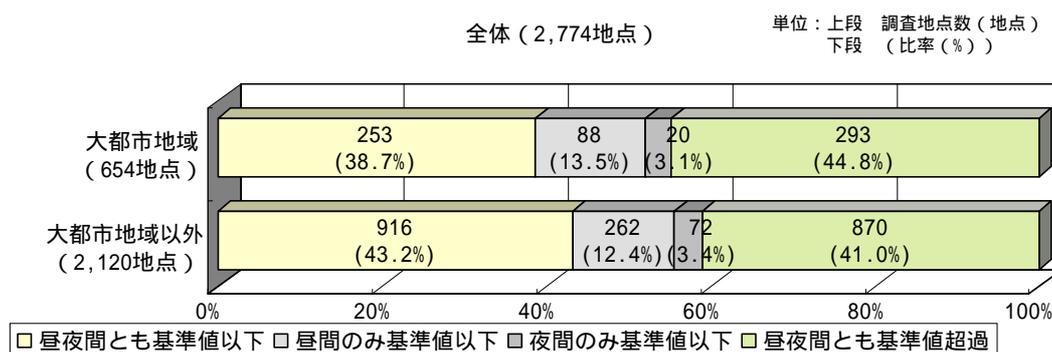
全国の測定地点（2,774地点）における騒音レベルのうち、昼夜間とも環境基準値以下であったのは1,169地点（42.1%）、昼間のみ基準値以下であったのは350地点（12.6%）、夜間のみ基準値以下であったのは92地点（3.3%）、昼夜間とも基準値を超過したのは、1,163地点（41.9%）となっています。

以上の結果を前年度（平成12年度）と比較した場合、やや改善の傾向にあります。



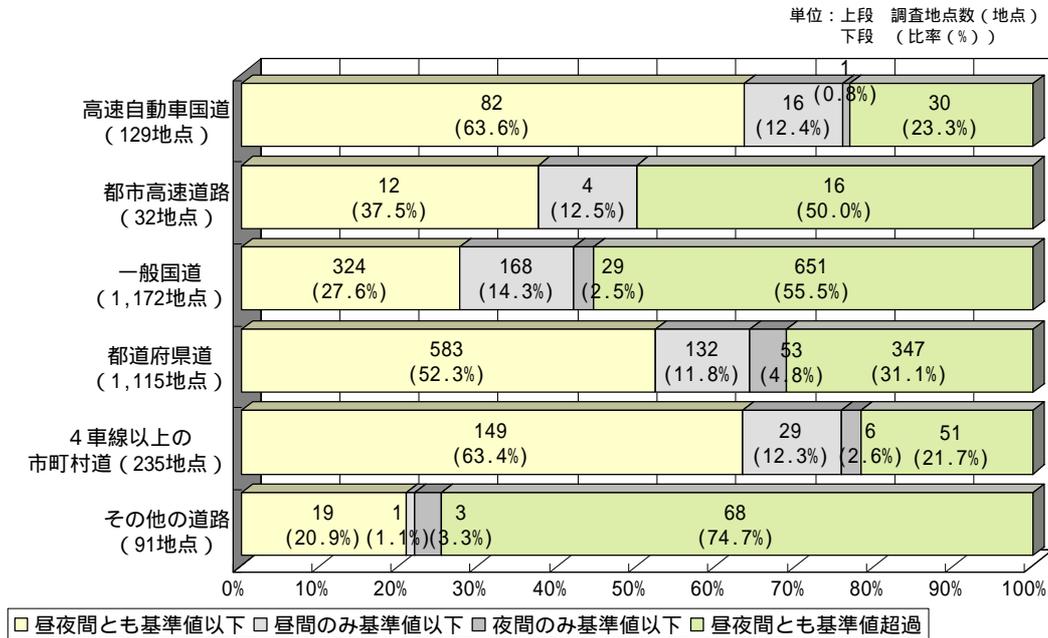
(2) 都市規模別に見た環境基準の達成状況

大都市地域と大都市地域以外の地域に分けて集計したところ、昼間・夜間ともに環境基準を満たしているのは、大都市地域において654地点中253地点（38.7%）でしたが、大都市地域以外においては2,120地点中916地点（43.2%）でした。



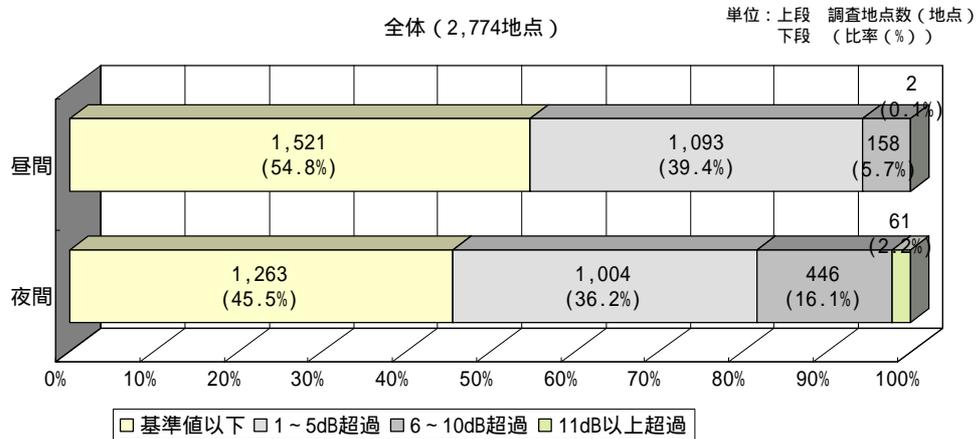
(3) 道路の種類別状況

道路の種類別に見ると、昼夜間とも環境基準値以下であったのは、高速自動車国道に面する測定地点で129地点中82地点(63.6%)と割合が最も高く、次いで4車線以上の市町村道が235地点中149地点(63.4%)となっています。



(4) 時間帯別の状況

全体(2,774地点)の状況を時間帯ごとにみると、昼間で54.8%、夜間で45.5%の地点で環境基準値以下でした。



資料1 都道府県等別の面的評価結果

地方	都道府県名	面的評価を実施した地方公共団体名	評価区間数 (区間)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
					昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
北海道地区	北海道	札幌市										
		旭川市										
		函館市										
		その他	379	54,638	46,662	(85.4)	921	(1.7)	1,464	(2.7)	5,591	(10.2)
		小計	379	54,638	46,662	(85.4)	921	(1.7)	1,464	(2.7)	5,591	(10.2)
計			379	54,638	46,662	(85.4)	921	(1.7)	1,464	(2.7)	5,591	(10.2)
東北地区	青森県	八戸市	6	1,000	884	(88.4)	5	(0.5)	0	(0.0)	111	(11.1)
		その他										
		小計	6	1,000	884	(88.4)	5	(0.5)	0	(0.0)	111	(11.1)
	岩手県	盛岡市										
		一関市										
		その他										
		小計	0	0	0		0		0		0	
	宮城県	仙台市	178	83,203	64,700	(77.8)	5,933	(7.1)	1,007	(1.2)	11,563	(13.9)
		その他	289	33,159	29,124	(87.8)	1,179	(3.6)	337	(1.0)	2,519	(7.6)
		小計	467	116,362	93,824	(80.6)	7,112	(6.1)	1,344	(1.2)	14,082	(12.1)
	秋田県	秋田市										
		その他										
	小計	0	0	0		0		0		0		
	山形県	山形県										
		その他										
	小計	0	0	0		0		0		0		
	福島県	郡山市										
		いわき市										
		その他	192	20,596	19,934	(96.8)	254	(1.2)	23	(0.1)	385	(1.9)
		小計	192	20,596	19,934	(96.8)	254	(1.2)	23	(0.1)	385	(1.9)
計			665	137,958	114,642	(83.1)	7,371	(5.3)	1,367	(1.0)	14,578	(10.6)
関東地区	茨城県	水戸市	1	613	509	(83.0)	104	(17.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
		日立市	1	698	490	(70.2)	208	(29.8)	0	(0.0)	0	(0.0)
		土浦市	1	614	161	(26.2)	257	(41.9)	0	(0.0)	196	(31.9)
		ひたちなか市	1	454	75	(16.5)	126	(27.8)	0	(0.0)	253	(55.7)
		その他	21	7,856	3,385	(43.1)	1,306	(16.6)	99	(1.3)	3,066	(39.0)
	小計	25	10,235	4,620	(45.1)	2,001	(19.6)	99	(1.0)	3,515	(34.3)	
	栃木県	宇都宮市										
		その他	286	30,081	25,217	(83.8)	967	(3.2)	389	(1.3)	3,508	(11.7)
	小計	286	30,081	25,217	(83.8)	967	(3.2)	389	(1.3)	3,508	(11.7)	
	群馬県	前橋市	100	15,793	12,248	(77.6)	627	(4.0)	141	(0.9)	2,777	(17.6)
		高崎市	23	10,786	7,997	(74.1)	1,106	(10.3)	109	(1.0)	1,574	(14.6)
		桐生市										
		伊勢崎市	2	45	23	(51.1)	6	(13.3)	0	(0.0)	16	(35.6)
		その他										
	小計	125	26,624	20,268	(76.1)	1,739	(6.5)	250	(0.9)	4,367	(16.4)	
	埼玉県	川口市	9	7,904	6,445	(81.5)	665	(8.4)	6	(0.1)	788	(10.0)
		その他	30	12,950	9,611	(74.2)	2,327	(18.0)	0	(0.0)	1,012	(7.8)
		小計	39	20,854	16,056	(77.0)	2,992	(14.3)	6	(0.0)	1,800	(8.6)
	千葉県	千葉市										
		松戸市										
		君津市										
		その他	71	30,673	23,198	(75.6)	2,683	(8.7)	96	(0.3)	4,696	(15.3)
	小計	71	30,673	23,198	(75.6)	2,683	(8.7)	96	(0.3)	4,696	(15.3)	
	東京都	小計	289	344,367	271,724	(78.9)	38,561	(11.2)	362	(0.1)	33,720	(9.8)
	神奈川県	横浜市										
		川崎市	5	1,137	853	(75.0)	210	(18.5)	0	(0.0)	74	(6.5)
		横須賀市	9	3,111	1,895	(60.9)	642	(20.6)	0	(0.0)	574	(18.5)
		小田原市	2	5,192	4,356	(83.9)	836	(16.1)	0	(0.0)	0	(0.0)
		大和市	9	8,063	3,714	(46.1)	3,423	(42.5)	0	(0.0)	926	(11.5)
その他		8	5,962	5,373	(90.1)	364	(6.1)	0	(0.0)	225	(3.8)	
小計	33	23,465	16,191	(69.0)	5,475	(23.3)	0	(0.0)	1,799	(7.7)		
山梨県	甲府市		0									
	その他	24	4,271	2,953	(69.1)	287	(6.7)	4	(0.1)	1,027	(24.0)	
小計	24	4,271	2,953	(69.1)	287	(6.7)	4	(0.1)	1,027	(24.0)		
長野県	長野市											
	松本市											
	上田市	27	1,790	1,547	(86.4)	210	(11.7)	0	(0.0)	33	(1.8)	
	その他	110	9,065	7,508	(82.8)	474	(5.2)	285	(3.1)	798	(8.8)	
小計	137	10,855	9,055	(83.4)	684	(6.3)	285	(2.6)	831	(7.7)		
計			1,029	501,425	389,282	(77.6)	55,389	(11.0)	1,491	(0.3)	55,263	(11.0)

地方	都道府県名	面的評価を実施した地方公共団体名	評価区間数 (区間)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合									
					昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過			
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)		
北越地区	新潟県	新潟市												
		その他												
		小計	0	0	0		0		0		0			
	富山県	富山市												
		その他	12	220	151	(68.6)	22	(10.0)	4	(1.8)	43	(19.5)		
		小計	12	220	151	(68.6)	22	(10.0)	4	(1.8)	43	(19.5)		
	石川県	金沢市												
		その他	11	2,811	2,426	(86.3)	14	(0.5)	205	(7.3)	166	(5.9)		
		小計	11	2,811	2,426	(86.3)	14	(0.5)	205	(7.3)	166	(5.9)		
	計			23	3,031	2,577	(85.0)	36	(1.2)	209	(6.9)	209	(6.9)	
中部地区	福井県	福井市	10	5,181	4,275	(82.5)	57	(1.1)	278	(5.4)	571	(11.0)		
		その他	13	2,708	2,411	(89.0)	90	(3.3)	2	(0.1)	205	(7.6)		
		小計	23	7,889	6,686	(84.8)	147	(1.9)	280	(3.5)	776	(9.8)		
	岐阜県	岐阜市	21	3,531	2,946	(83.4)	1	(0.0)	122	(3.5)	462	(13.1)		
		多治見市												
		その他												
	小計	21	3,531	2,946	(83.4)	1	(0.0)	122	(3.5)	462	(13.1)			
	静岡県	静岡市	20	10,475	9,543	(91.1)	162	(1.5)	20	(0.2)	750	(7.2)		
		浜松市												
		沼津市	2	533	256	(48.0)	257	(48.2)	0	(0.0)	20	(3.8)		
		清水市												
		富士市	19	7,247	4,794	(66.2)	720	(9.9)	306	(4.2)	1,427	(19.7)		
		その他												
	小計	41	18,255	14,593	(79.9)	1,139	(6.2)	326	(1.8)	2,197	(12.0)			
	愛知県	名古屋市	15	14,858	9,871	(66.4)	2,821	(19.0)	0	(0.0)	2,166	(14.6)		
		豊橋市	31	2,563	2,016	(78.7)	108	(4.2)	0	(0.0)	439	(17.1)		
		豊田市	10	1,361	899	(66.1)	122	(9.0)	11	(0.8)	329	(24.2)		
		春日井市	4	2,303	1,772	(76.9)	127	(5.5)	2	(0.1)	402	(17.5)		
		その他	60	29,853	18,757	(62.8)	5,838	(19.6)	91	(0.3)	5,167	(17.3)		
	小計	120	50,938	33,315	(65.4)	9,016	(17.7)	104	(0.2)	8,503	(16.7)			
	三重県	四日市市												
		その他												
	小計	0	0	0		0		0		0				
	計			205	80,613	57,540	(71.4)	10,303	(12.8)	832	(1.0)	11,938	(14.8)	
	近畿地区	滋賀県	大津市	3	1,607	807	(50.2)	480	(29.9)	0	(0.0)	320	(19.9)	
			その他	18	5,105	4,518	(88.5)	245	(4.8)	1	(0.0)	341	(6.7)	
			小計	21	6,712	5,325	(79.3)	725	(10.8)	1	(0.0)	661	(9.8)	
京都府		京都市	73	47,153	38,608	(81.9)	3,258	(6.9)	0	(0.0)	5,287	(11.2)		
		その他	32	9,573	7,818	(81.7)	878	(9.2)	26	(0.3)	851	(8.9)		
		小計	105	56,726	46,426	(81.8)	4,136	(7.3)	26	(0.0)	6,138	(10.8)		
大阪府		大阪市	76	138,680	94,612	(68.2)	13,548	(9.8)	1,963	(1.4)	28,557	(20.6)		
		堺市	55	25,665	20,878	(81.3)	599	(2.3)	806	(3.1)	3,382	(13.2)		
		豊中市	26	11,468	5,681	(49.5)	2,222	(19.4)	13	(0.1)	3,552	(31.0)		
		吹田市	45	20,584	11,471	(55.7)	1,961	(9.5)	82	(0.4)	7,070	(34.3)		
		枚方市	35	13,713	8,367	(61.0)	934	(6.8)	9	(0.1)	4,403	(32.1)		
		茨木市	19	5,591	3,933	(70.3)	932	(16.7)	11	(0.2)	715	(12.8)		
		八尾市	48	11,483	9,748	(84.9)	447	(3.9)	24	(0.2)	1,264	(11.0)		
		寝屋川市	30	7,590	5,060	(66.7)	482	(6.4)	3	(0.0)	2,045	(26.9)		
		高槻市	4	6,595	4,754	(72.1)	551	(8.4)	18	(0.3)	1,272	(19.3)		
		その他	525	115,276	88,183	(76.5)	7,501	(6.5)	1,148	(1.0)	18,444	(16.0)		
小計		863	356,645	252,687	(70.9)	29,177	(8.2)	4,077	(1.1)	70,704	(19.8)			
兵庫県		神戸市												
		姫路市	16	5,836	4,806	(82.4)	453	(7.8)	38	(0.7)	539	(9.2)		
		尼崎市												
		明石市												
		西宮市												
		加古川市												
その他														
小計		16	5,836	4,806	(82.4)	453	(7.8)	38	(0.7)	539	(9.2)			
奈良県		小計	15	7,424	6,281	(84.6)	518	(7.0)	22	(0.3)	603	(8.1)		
和歌山県		和歌山市	21	12,982	11,069	(85.3)	358	(2.8)	177	(1.4)	1,378	(10.6)		
		その他	7	2,771	2,665	(96.2)	11	(0.4)	2	(0.1)	93	(3.4)		
		小計	28	15,753	13,734	(87.2)	369	(2.3)	179	(1.1)	1,471	(9.3)		
計				1,048	449,096	329,259	(73.3)	35,378	(7.9)	4,343	(1.0)	80,116	(17.8)	

地方	都道府県名	面的評価 を実施し た地方公 共同体名	評価 区間数 (区間)	住居等 戸数 (戸)	達成戸数・割合								
					昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過		
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
中国地区	鳥取県	小計	11	2,746	2,584	(94.1)	121	(4.4)	21	(0.8)	20	(0.7)	
		島根県	8	797	684	(85.8)	9	(1.1)	14	(1.8)	90	(11.3)	
	岡山県	岡山市	1	17	0	(0.0)	12	(70.6)	0	(0.0)	5	(29.4)	
		その他											
		小計	1	17	0	(0.0)	12	(70.6)	0	(0.0)	5	(29.4)	
	広島県	広島市	253	89,467	69,035	(77.2)	4,418	(4.9)	2,156	(2.4)	13,858	(15.5)	
		福山市	1	864	743	(86.0)	10	(1.2)	0	(0.0)	111	(12.8)	
		呉市	41	9,612	7,848	(81.6)	178	(1.9)	349	(3.6)	1,237	(12.9)	
		その他	88	9,335	7,300	(78.2)	429	(4.6)	56	(0.6)	1,550	(16.6)	
		小計	383	109,278	84,926	(77.7)	5,035	(4.6)	2,561	(2.3)	16,756	(15.3)	
	山口県	小計	27	9,902	7,219	(72.9)	935	(9.4)	182	(1.8)	1,566	(15.8)	
計		430	122,740	95,413	(77.7)	6,112	(5.0)	2,778	(2.3)	18,437	(15.0)		
四国地区	徳島県	小計	8	1,334	892	(66.9)	40	(3.0)	62	(4.6)	340	(25.5)	
		香川県	高松市	2	553	285	(51.5)	171	(30.9)	1	(0.2)	96	(17.4)
			その他	10	1,678	1,591	(94.8)	33	(2.0)	4	(0.2)	50	(3.0)
	小計	12	2,231	1,876	(84.1)	204	(9.1)	5	(0.2)	146	(6.5)		
	愛媛県	松山市											
		その他	40	7,517	7,153	(95.2)	22	(0.3)	283	(3.8)	59	(0.8)	
		小計	40	7,517	7,153	(95.2)	22	(0.3)	283	(3.8)	59	(0.8)	
	高知県	高知市											
		その他											
	小計	0	0	0		0		0		0			
計		60	11,082	9,921	(89.5)	266	(2.4)	350	(3.2)	545	(4.9)		
九州地区	福岡県	北九州市	35	90,108	79,287	(88.0)	3,411	(3.8)	133	(0.1)	7,277	(8.1)	
		福岡市											
		久留米市	3	3,399	2,204	(64.8)	742	(21.8)	0	(0.0)	453	(13.3)	
		その他	13	4,176	3,969	(95.0)	98	(2.3)	3	(0.1)	106	(2.5)	
		小計	51	97,683	85,460	(87.5)	4,251	(4.4)	136	(0.1)	7,836	(8.0)	
	佐賀県	小計	16	3,640	3,216	(88.4)	53	(1.5)	6	(0.2)	365	(10.0)	
	長崎県	長崎市	17	7,477	6,146	(82.2)	252	(3.4)	12	(0.2)	1,067	(14.3)	
		佐世保市	15	3,746	3,301	(88.1)	47	(1.3)	0	(0.0)	398	(10.6)	
		その他											
	小計	32	11,223	9,447	(84.2)	299	(2.7)	12	(0.1)	1,465	(13.1)		
	熊本県	熊本市	5	3,752	1,676	(44.7)	629	(16.8)	0	(0.0)	1,447	(38.6)	
		その他											
	小計	5	3,752	1,676	(44.7)	629	(16.8)	0	(0.0)	1,447	(38.6)		
	大分県	大分市											
		その他											
	小計	0	0	0		0		0		0			
	宮崎県	宮崎市	4	1,618	1,332	(82.3)	286	(17.7)		(0.0)		(0.0)	
		その他											
		小計	4	1,618	1,332	(82.3)	286	(17.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	
鹿児島県	鹿児島市												
	その他	25	8,049	7,230	(89.8)	102	(1.3)	130	(1.6)	587	(7.3)		
	小計	25	8,049	7,230	(89.8)	102	(1.3)	130	(1.6)	587	(7.3)		
沖縄県	小計												
計		133	125,965	108,361	(86.0)	5,620	(4.5)	284	(0.2)	11,700	(9.3)		
	合計		3,972	1,486,548	1,153,657	(77.6)	121,396	(8.2)	13,118	(0.9)	198,377	(13.3)	

資料2 都道府県別の点的評価

都道府県	非近接空間					近接空間					合計				
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	計	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	計	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	計
北海道	1	0	1	4	6	95	7	9	66	177	96	7	10	70	183
青森県	0	0	0	0	0	6	1	1	10	18	6	1	1	10	18
岩手県	2	1	1	7	11	24	4	2	18	48	26	5	3	25	59
宮城県	4	0	0	2	6	104	22	8	65	199	108	22	8	67	205
秋田県	2	0	0	0	2	20	1	1	4	26	22	1	1	4	28
山形県	0	0	0	2	2	14	1	2	8	25	14	1	2	10	27
福島県	0	0	0	1	1	28	3	1	6	38	28	3	1	7	39
茨城県	0	1	0	2	3	12	15	1	26	54	12	16	1	28	57
栃木県	1	2	0	1	4	28	8	1	34	71	29	10	1	35	75
群馬県	2	0	0	0	2	27	7	1	28	63	29	7	1	28	65
埼玉県	0	0	0	0	0	14	2	0	13	29	14	2	0	13	29
千葉県	3	0	0	11	14	17	20	3	62	102	20	20	3	73	116
東京都	0	0	0	0	0	48	41	2	66	157	48	41	2	66	157
神奈川県	0	0	0	1	1	15	12	0	44	71	15	12	0	45	72
新潟県	3	0	0	2	5	5	0	1	2	8	8	0	1	4	13
富山県	0	0	0	0	0	8	3	0	8	19	8	3	0	8	19
石川県	0	0	0	0	0	21	7	1	9	38	21	7	1	9	38
福井県	0	0	0	0	0	10	1	1	11	23	10	1	1	11	23
山梨県	0	0	0	0	0	6	1	1	6	14	6	1	1	6	14
長野県	6	2	0	0	8	32	16	5	21	74	38	18	5	21	82
岐阜県	3	0	0	2	5	27	7	7	14	55	30	7	7	16	60
静岡県	0	0	0	1	1	21	1	2	29	53	21	1	2	30	54
愛知県	0	0	0	0	0	34	14	1	44	93	34	14	1	44	93
三重県	0	0	0	2	2	20	1	1	18	40	20	1	1	20	42
滋賀県	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	1	0	2	3
京都府	0	0	0	4	4	22	9	0	32	63	22	9	0	36	67
大阪府	4	0	1	22	27	108	43	4	122	277	112	43	5	144	304
兵庫県	12	0	1	13	26	118	31	9	90	248	130	31	10	103	274
奈良県	0	0	0	0	0	7	3	0	5	15	7	3	0	5	15
和歌山県	0	0	0	1	1	18	2	0	5	25	18	2	0	6	26
鳥取県	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	3	0	1	0	4
島根県	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	1	0	0	2	3
岡山県	1	0	0	0	1	5	6	0	9	20	6	6	0	9	21
広島県	0	0	0	2	2	23	3	6	51	83	23	3	6	53	85
山口県	1	0	0	0	1	24	9	3	26	62	25	9	3	26	63
徳島県	0	0	0	1	1	9	2	1	3	15	9	2	1	4	16
香川県	0	0	0	0	0	4	1	0	3	8	4	1	0	3	8
愛媛県	0	0	0	1	1	18	0	2	3	23	18	0	2	4	24
高知県	0	0	0	0	0	11	1	1	4	17	11	1	1	4	17
福岡県	2	0	0	5	7	25	7	2	31	65	27	7	2	36	72
佐賀県	0	0	0	0	0	7	4	0	9	20	7	4	0	9	20
長崎県	2	0	0	0	2	9	3	0	12	24	11	3	0	12	26
熊本県	0	0	0	0	0	10	3	3	14	30	10	3	3	14	30
大分県	0	0	0	0	0	16	7	0	12	35	16	7	0	12	35
宮崎県	0	0	0	0	0	11	4	0	5	20	11	4	0	5	20
鹿児島県	0	0	0	0	0	31	3	4	15	53	31	3	4	15	53
沖縄県	0	0	0	0	0	4	7	0	9	20	4	7	0	9	20
全国計	49	6	4	87	146	1,120	344	88	1,076	2,628	1,169	350	92	1,163	2,774

資料3. 道路交通騒音対策の状況

1. 発生源対策

個別対策	概要及び実績等
自動車騒音単体対策	<p>自動車構造の改善により自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加速走行騒音規制の強化 / 昭和46年規制と比較して車種により6～11デシベル（音のエネルギーに換算して75～92％）の低減（昭和51年～62年） ・近接排気騒音規制の導入 / 車種により段階的に導入（昭和61年～平成元年） ・平成4年11月及び7年2月の審議会答申において示された許容限度について、平成12年2月までに規制を強化 <ul style="list-style-type: none"> 加速走行騒音 - 車種により1～3デシベル（同21～50％）の低減 定常走行騒音 - 車種により1.0～6.1デシベル（同21～75％）の低減 近接排気騒音 - 車種により3～11デシベル（同50～92％）の低減
電気自動車等の低公害車の普及促進	<p>騒音の小さい電気自動車等の低公害車を普及させることによって道路交通騒音の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入状況 / 低公害車 約91,000台（うち電気自動車約4,700台）（平成13年度末）

2. 交通流対策

個別対策	概要及び実績等
交通規制等	<p>交通管制システムの高度化、交通情報収集提供装置の整備等を行うとともに、効果的な交通規制、交通指導取締りを実施すること等により、道路交通騒音の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型車の通行禁止 <ul style="list-style-type: none"> 環状7号線以内及び環状8号線の一部（土曜日22時から日曜日7時） ・大型車の中央寄り車線規制 <ul style="list-style-type: none"> 環状7号線及び国道43号の一部区間等 ・信号機の高度化 <ul style="list-style-type: none"> 約98,000基（平成13年度末現在における集中制御、感応制御、系統制御の合計）
バイパス等の整備	<p>環状道路、バイパス等の整備により、大型車の都市内通過の抑制及び交通流の分散を図る。</p>
物流拠点の整備	<p>物流施設等の適正配置による大型車の都市内通過の抑制及び共同輸配送等の物流の合理化により交通量の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通業務団地の整備状況 / 札幌1、花巻1、郡山2、水戸1、宇都宮1、東京5、新潟1、富山1、名古屋1、岐阜1、大阪2、神戸3、米子1、岡山1、広島2、福岡1、熊本1、大分1、鹿児島1（平成13年度末） （数字は都計決定されている流通業務団地計画地区数） ・一般トラックターミナルの整備状況 / 3,815バース（平成13年度末） ・共同輸配送の推進（平成13年度実績） / 福岡市天神地区・丸の内地区・熊本市街地区・さいたま新都心地区

3．道路構造対策

個別対策	概要及び実績等
低騒音舗装の設置	路面の排水性の向上を目的とした空隙率の高い多孔質の排水性混合物を、表層または表層・基層に用いた舗装で、タイヤ騒音の抑制や車両音の吸収効果がある。 ・設置延長 3,670km (平成12年度末) 出典：国土交通省資料「道路整備五箇年計画の進捗状況と今後の取り組み方針」(平成13年3月)
遮音壁の設置	遮音効果が高い。 沿道からの乗り入れのない有料道路等において有効な対策。 ・環境改善効果 / 約10デシベル (平面構造で高さ3mの遮音壁の背面、地上1.2mの高さでの効果 (計算値)) ・設置延長 4,790km (平成12年度末) 出典：国土交通省資料「道路整備五箇年計画の進捗状況と今後の取り組み方針」(平成13年3月)
環境施設帯の設置	沿道と車道の上に10または20mの緩衝空間を確保し道路交通騒音の低減を図る。 ・「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」(昭和49年建設省都市局長・道路局長通達) ・設置延長 710km (平成12年度末) 出典：国土交通省資料「道路整備五箇年計画の進捗状況と今後の取り組み方針」(平成13年3月)

4．沿道対策

個別対策	概要及び実績等
沿道地区計画の策定	道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため都市計画に沿道地区計画を定め、幹線道路の沿道にふさわしい市街地整備を図る。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年施行) 沿道整備道路指定要件 / 夜間騒音65デシベル超(L _{Aeq})又は昼間騒音70デシベル超(L _{Aeq}) 日交通量10,000台超他 沿道整備道路指定状況 ¹ / 9路線、延べ約142.9km (平成14年4月) 国道4号、国道23号、国道43号、国道254号、環状7,8号線等 1出典：道路ポケットブック(2002) 沿道地区計画策定状況 ² / 31地区、518.3ha (平成14年3月) 2出典：都市計画年報 平成14年(2002年)

5．障害防止対策

個別対策	概要及び実績等
住宅防音工事の助成の実施	道路交通騒音の著しい地区において、緊急措置としての住宅等の防音工事助成により障害の軽減を図る。

6．推進体制の整備

個別対策	概要及び実績等
道路交通公害対策推進のための体制づくり	道路交通騒音問題の解決のために、関係機関との密接な連携を図る。 ・環境省 / 関係省庁との連携を密にした道路公害対策の推進 ・地方公共団体 / 国の地方部局(一部)、地方公共団体の環境部局、道路部局、都市部局等を構成員とする協議会等による対策の推進(全都道府県が設置) (平成12年度末)

(参考1) 騒音に係る環境基準について

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められています。平成10年9月30日に新しい環境基準が告示され、平成11年4月1日から施行されています。道路に面する地域については、以下のように環境基準が設定されており、一定の地域ごとに環境基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより達成状況を評価することとされています。

道路に面する地域における騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 dB以下、夜間にあつては40 dB以下）によることができる。	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A類型を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域、B類型を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域、C類型を当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
- 3 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 5 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 6 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。
- 7 道路に面する地域については、環境基準の達成状況の地域としての評価は、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。
- 8 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。
- 9 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル